

## 統計法の改正をめぐって

5年前の話になるが、統計法改正案を昭和63年4月に国会に提出した。国会においては通常国会(第112国会)・臨時国会(第113国会)を経て、各党一致で昭和63年12月に成立した。改正案を提出したきっかけは、昭和60年10月、統計審議会から「統計行政の中長期構想について」の答申があり、その一つに、「指定統計調査以外の統計調査についても秘密の保護を図る法的措置が必要である。」とされ、また、その時期と前後して、総務庁行政管理局では個人情報保護法の制定の動きがあり、統計調査に係る個人情報についての取扱については、「統計法等の体系の中で所要の措置をとることが適當である。」とされていた。

これらの二つの動きにあわせ、昭和61年から関係省庁等と検討を進め、統計審議会の答申(昭和62年12月「統計調査の秘密の保護のあり方について」)を受けて改正したものである。法案作成段階では多くのことについて議論し整理したが、この改正に携わった者の一人として、基本的な事項うち二つほど思いつくままに述べてみたい。

一つは、統計調査の基本概念を整理したことである。

法制局での審査においては、統計調査によって集められる情報も個人情報であるが、これを個人情報保護法の「適用除外」したのは、指定統計調査・届出統計調査・報告徵集(承認統計調査)によって集められる調査票(統計報告)は、「専ら統計作成」にのみ使われており、個人が識別できる方法で調査票等が使われていない—ということが前提である。そのことから、法令上又は実態面から

も、「専ら統計作成にのみ使われている」のかどうか、統計調査の概念を整理して置くこととした。

法令上、指定統計調査は、「指定統計を作成するための調査」(統計法第3条第1項)であり、また、届出統計調査は「集計し、かつ、製表することを目的」(届出政令第2条)と規定されているので、これらによって集められた調査票は「専ら統計作成に用いられるもの」と整理出来る。

実態面では、指定統計調査の調査票から、統計調査のための抽出名簿以外の「名鑑」を作成しているがこれをどう理解するのかがある。これについては「名鑑」は、法律に基づき、第三者の総務庁長官が目的外使用として承認・告示し、国民に周知しているものであり法律上問題はない。かえって、この条項があるからといって指定統計調査は専ら統計作成ではないと整理する方が法の趣旨を誤って解することになるので、「名鑑」作成は、「専ら統計作成」に付帯するもの(周辺部分)として整理した。

また、届出統計調査については、調査目的から判断すると、約90%は「専ら統計作成」に用いられているが、残り約10%は、調査票に記載されている事項を個別行政指導にも使用されているものがある。このように調査票が個別行政指導にも使用される統計調査は、統計法にいう届出統計調査とはしないこととし、専ら「集計し、かつ、製表することを目的」に使用するものだけを届出統計調査として統計法上取り扱うこととした。

一方、承認統計調査(報告徵集)は、「その結果の全部又は一部が統計を作成するために用いられ

総務庁統計センター

統計研修所長 佐々木 惠之

る」(統計報告調整法第3条第1項)としているので、集められた調査票(統計報告)の一部は、個別行政に利用されることを当初から法律で予定されているので、調査票については「専ら統計作成に用いられる事項」と「それ以外の事項」とに区分し、前者については統計法のみを適用し、後者については個人情報保護法の適用も可能とした。

これらのことから、統計法第14条の「秘密の保護」の規定は、指定統計調査、純化された届出統計調査及び全ての承認統計調査(報告徴集)に適用される。しかし、第15条の2の「目的外使用」については、「純化された届出統計調査」及び「専ら統計作成に用いられる事項の承認統計調査(報告徴集)」に限って適用することとしたのである。なお、これらの調査票(統計報告)を利用しての目的外使用のうち、「名鑑」の作成は、被調査者を識別出来るような使い方になるので出来ない(第15条の2第2項)こととした。これが、指定統計調査の目的外使用の規定と大きく相違する部分である。

二つには地方公共団体が実施する届出統計調査の目的外使用の規定を別規定としたことである。

統計法は、国、地方公共団体を問わず、一定の要件を満たす場合は、届け出ることになっているが、各省庁との調整の段階においては、地方公共団体が実施する届出統計調査については、地方公共団体が条例等で統計調査についての秘密保護等を規定しており、地方自治の本旨からも統計法で国と同様に一律に規定すべきではないとする意見

と、統計調査は国、地方公共団体を通じて一體的に運用すべきであり、統計法で具体的に規定すべきであるとする意見とに分かれた。

このことは、立法技術というよりも政策判断に近いものであり、この調整には時間と高いレベルの調整を要した。調整に当たっては、統計法制定当時の考え方等を整理し、国と地方公共団体との新たな関係を構築することとした。

その結果、①「秘密の保護」(第14条)については、全ての統計調査に共通する基盤であり、国民の信頼の確保を図る観点からも、統計法で地方公共団体の届出統計調査についても適用する旨明記する、しかし、②調査票の目的外使用については、調査実施者がどの様に使用するか又は使用させるかは、真に当該行政の運営に係わることであり、調査実施者の判断に委ねることが適切であるということから、条例等で規定することが望ましいとしたものである。ただし、目的外使用についても、国・地方を通じて統一的に運用するためには、統計法でなんらかの規定は必要とのことから、第15条の4として調査票の「適正な使用及び管理に努めなければならない」と規定したのである。当然「適正な使用」とは、統計法第15条の2の目的外使用についてのことである。

以上、背景等について述べたが、今回の法律改正では、統計法の重要な条項について関係機関と改めて議論できたことは、統計法の解釈・運用について明らかになり、個人的には非常に勉強になったこと、また、多くの関係者の協力を得て改正出来たことを感謝しているこの頃である。

## 統計の充実、発展を期して

### 第34回茨城県統計大会開催される

茨城県統計大会が、去る11月25日(木)水戸市の県民文化センター大ホールにおいて、統計関係者約1,200名の参加を得て盛大に開催されました。

この大会は、統計関係者の一層の自覚と認識を深め、統計事業の発展とともに県民に対する統計思想の普及を図ることを目的として、昭和34年以来毎年開催されて、今年は34回目にあたります。

大会はまず、前田県統計課長の開会の言葉で式典が始まり、前田副知事の挨拶に続いて表彰式が行われました。統計調査に永年従事され功績の顕著な方々に対する県知事表彰、統計功労者に対する県統計協会総裁表彰と各省庁大臣の表彰伝達のほか、第43回茨城県統計グラフコンクール入賞者、優秀校、グラフ指導者の表彰と併せて第40回統計グラフ全国コンクール入選者の表彰伝達等、469名・58団体・15校が受賞の栄誉に浴されました。



統計功労者表彰

(左から 中島県企画部次長、永井和代水海道市調査員)

## 第34回茨城県統計大会



前田副知事のあいさつ

次に、来賓の家田総務庁統計局統計基準部長を初め鈴木県議会議長、村上友部町長(市町村長代表)から、お祝いと統計功労者に対するねぎらいの言葉が贈られ、続いて受賞者を代表して、土浦市立荒川沖小学校2年高嶋豊士くんから「受賞の喜び」が述べられました。

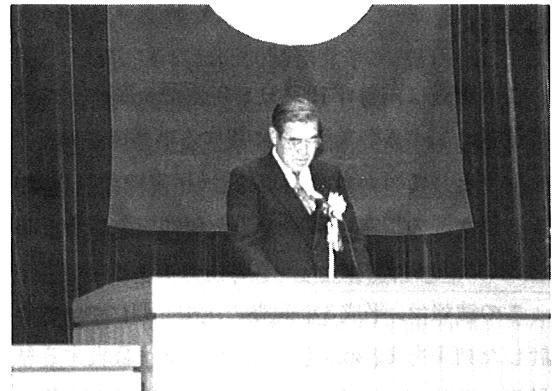
最後に、大会にあたり統計関係者の決意を広く表明するため、桜井友部町企画課長の朗読による大会宣言が満場の拍手で採択され、萩谷鉢田町企画課長の閉会の言葉で式典は終了しました。

引き続きアトラクションに移り、伊藤陽一とブルースカイの伴奏で志摩幸子“花のステージ”が華やかに繰り広げられ、さかんな拍手のうちに幕を閉じました。

大会の開催にあたり御協力いただきました関係各位に対し、誌上をお借りして厚くお礼申し上げます。



統計グラフコンクール入賞者表彰  
(左から 鈴木県議会議長、高萩市立君田中1年  
落合香里、沼田里絵、佐川可純の皆さん)



大会宣言詠誦  
(桜井一義友部町企画課長)



受賞の喜び  
(土浦市立荒川沖小2年 高嶋豊士君)

### ◆受賞者

#### 〈統計功労者表彰〉

県知事表彰	128名
県統計協会総裁表彰	116名
各省庁大臣表彰	39名
全統連会長表彰	58団体 3名

#### 〈統計グラフ表彰〉

県知事賞	5名
県議会議長賞	8名
県教育長賞	16名
茨城新聞社長賞	4名
県統計協会総裁賞	47名
県統計協会长賞	67名
優秀校	15校
統計グラフ指導者総裁賞	9名
全統連会長表彰	27名

### 宣 言

今日、わが国を取り巻く社会経済情勢は、高齢化、高度情報化の進展、ライフスタイルの多様化など急速な変化を遂げようとしており、また、地球規模の環境問題など新たな課題への対応も求められている。

このような変化の激しい時代にあって、茨城県が21世紀を展望し、真に豊かな地域社会づくりを進めいくうえで、統計資料に基づいた正確な現状把握と的確な将来予測が必要不可欠であり、統計の果たす役割はますます重要となっている。

ここに、第34回茨城県統計大会を開催するにあたり、我々統計関係者は、より一層の統計技術の研さんに励むとともに、統計のもつ社会的意義と使命を深く認識し、県民の理解と協力のもとに、時代の要請に対応する統計の充実、発展を期して、次のとおり決議し宣言する。

- 1 21世紀を展望した、統計の整備に努める。
- 2 調査環境の改善と広報活動の充実強化を図る。
- 3 次代を担う青少年に対する、統計教育を推進する。

平成4年11月25日

第34回茨城県統計大会

(統計課・普及指導グループ)